

平成 26 年 12 月 9 日
建 設 局

平成 26 年度公共事業の評価に関する意見書の概要について

京都市公共事業評価委員会は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成 10 年 12 月に設置されました。今年度は平成 26 年 10 月 28 日までに、再評価の対象となった 4 事業を中心に、3 回の委員会審議を行ってきました。

平成 26 年 12 月 9 日に、委員会としての意見が「平成 26 年度公共事業の評価に関する意見書」として提出されましたので、その概要をお知らせします。



平成 26 年度 再評価審議結果

種 別	事 業 名	該 当 条 件	審 議 結 果
道路事業	一般国道 162 号 (川東拡幅)	③	「事業継続」は妥当である。
道路事業	一般国道 477 号 (大布施拡幅)	③	「事業継続」は妥当である。
河川事業	旧安祥寺川	③	「事業継続」は妥当である。
河川事業	新 川	③	「事業継続」は妥当である。

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）
を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後 5 年間（下水道事業については 10 年間）を経過し
た時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする
事業
- ⑤ 社会経済情勢等の急激な変化，技術革新等により再評価を実施す
ることが必要であると認められる事業